

健保だより

第414号

丸紅連合

平成31年度予算のお知らせ

丸紅連合健康保険組合の平成31年度予算が、去る2月14日の第102回組合会において可決承認されましたので、お知らせいたします。

健康保険料率、介護保険料率ともに据え置きとなりました

当健康保険組合の一般勘定(健康保険)における平成31年度の予算規模は、下表のとおり59億7千万円となります。保険料率は昨年度と同じ1000分の93に据え置きとし、収入面では全体の93%にあたる55億3千万円を保険料収入として見込んでいます。また、支出面では保険給付費と納付金(支援金)の負担が合わせて52億5千万円と重くのしかかっており、保険料収入の実に95%を占めています。

一般勘定については、平成28年度までの段階的な料率引き上げにより、表面上は経常黒字を維持できておりますが、内容を見ると、高齢化や医療の高度化等に伴い、医療費の伸びは依然として歯止めがかかるない状況が続いています。特に、高齢者医療に対する納付金(支援金)の大幅負担増は避けられず、財政への影響が危惧されるところです。

一方、介護勘定(介護保険)についても、保険料率は昨年度と同じ1000分の15に据え置くこととなりましたが、介護納付金が全面報酬割となる32(2020)年度は、現在の料率では大きな赤字になると予想され、料率改定の検討が必要となります。

現在、健康保険組合を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、高齢者医療・介護保険への負担に耐え切れず大規模健康保険組合が相次いで解散するなど、今後も厳しい財政運営を迫られることになります。

こうした状況下ではありますが、組合としてさまざまな経費節減を行うとともに、特定健診・特定保健指導をはじめとした疾病予防事業、医療費抑制につながる取り組みを積極的に行ってまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

一般勘定 (健康保険) 予算内訳

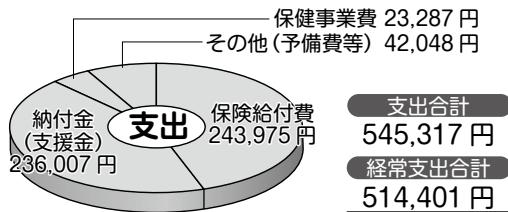
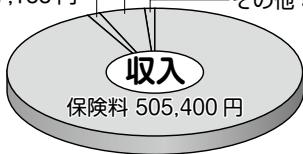
収入	
科目	予算額(千円)
保険料	5,534,135
調整保険料	78,656
別途積立金繰入	300,000
その他	58,429
収入合計	5,971,220
(経常収入合計)	5,541,560

支出	
科目	予算額(千円)
保険給付費	2,671,525
納付金(支援金)	2,584,278
保健事業費	254,990
その他(予備費等)	460,427
支出合計	5,971,220
(経常支出合計)	5,632,686
経常収入支出差引額	△ 91,126

被保険者1人当たりでみると

調整保険料 7,183円 別途積立金繰入 27,397円
その他 5,337円

収入合計
545,317円
経常収入合計
506,079円



**介護勘定
予算内訳**

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	533,468	介護納付金	537,723
繰入金	30,000	介護保険料還付金	500
その他	4	その他(予備費等)	25,249
収入合計	563,472	支出合計	563,472

予算算出の基礎

一般(健康保険)			介護保険
被保険者数	男	6,570人	2号被保険者数
	女	4,380人	2号被保険者たる被保険者数
	計	10,950人	特定被保険者数
平均標準報酬月額	男	422,000円	平均標準報酬月額
	女	280,000円	435,000円
	計	365,000円	総標準賞与額(年間合計)
総標準賞与額(年間合計)		12,889,437千円	7,948,975千円
平均年齢		39.42歳	介護保険料率
保険料率(調整保険料含む)		93/1000	15/1000



予算組合会開催

第102回組合会は、2月14日(木)丸紅(株)大阪支社会議室において開催されました。

この組合会には、次の議案の提案が行われ全会一致でそれぞれ議決されましたので、報告いたします。

- 【議決事項】 ① 平成31年度保険料率について
- ② 平成31年度収入支出予算及び事業計画について
- ③ 平成31年度予算の項目流用について
- ④ 組合規約の一部変更について
- ⑤ 組合規定の一部変更について
- ⑥ あはき療養費の支払方法の変更について

- 【報告事項】 組合財産保有状況について

【任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について】

平成31年度の標準報酬月額の上限額は、380,000円になりました。退職時の標準報酬月額が380,000円を超える方にはこの標準報酬月額を適用いたします。

なお、退職時の標準報酬月額が380,000円以下の方には、退職時の標準報酬月額がそのまま適用されることになります。

お知らせ

健康保険・介護保険 標準報酬月額・保険料月額表

平成 31 年 4 月現在

標準報酬			報酬月額(円)	保険料(円)			
等級	月額(円)	日額(円)		介護保険に該当しない被保険者 一般保険料(調整保険料含む)	介護保険に該当する被保険者 一般保険料+介護保険料	被保険者分	全額
1	58,000	1,930	63,000 未満	2,697	5,394	3,132	6,264
2	68,000	2,270	63,000 以上	3,162	6,324	3,672	7,344
3	78,000	2,600	73,000	3,627	7,254	4,212	8,424
4	88,000	2,930	83,000	4,092	8,184	4,752	9,504
5	98,000	3,270	93,000	4,557	9,114	5,292	10,584
6	104,000	3,470	101,000	4,836	9,672	5,616	11,232
7	110,000	3,670	107,000	5,115	10,230	5,940	11,880
8	118,000	3,930	114,000	5,487	10,974	6,372	12,744
9	126,000	4,200	122,000	5,859	11,718	6,804	13,608
10	134,000	4,470	130,000	6,231	12,462	7,236	14,472
11	142,000	4,730	138,000	6,603	13,206	7,668	15,336
12	150,000	5,000	146,000	6,975	13,950	8,100	16,200
13	160,000	5,330	155,000	7,440	14,880	8,640	17,280
14	170,000	5,670	165,000	7,905	15,810	9,180	18,360
15	180,000	6,000	175,000	8,370	16,740	9,720	19,440
16	190,000	6,330	185,000	8,835	17,670	10,260	20,520
17	200,000	6,670	195,000	9,300	18,600	10,800	21,600
18	220,000	7,330	210,000	10,230	20,460	11,880	23,760
19	240,000	8,000	230,000	11,160	22,320	12,960	25,920
20	260,000	8,670	250,000	12,090	24,180	14,040	28,080
21	280,000	9,330	270,000	13,020	26,040	15,120	30,240
22	300,000	10,000	290,000	13,950	27,900	16,200	32,400
23	320,000	10,670	310,000	14,880	29,760	17,280	34,560
24	340,000	11,330	330,000	15,810	31,620	18,360	36,720
25	360,000	12,000	350,000	16,740	33,480	19,440	38,880
26	380,000	12,670	370,000	17,670	35,340	20,520	41,040
27	410,000	13,670	395,000	19,065	38,130	22,140	44,280
28	440,000	14,670	425,000	20,460	40,920	23,760	47,520
29	470,000	15,670	455,000	21,855	43,710	25,380	50,760
30	500,000	16,670	485,000	23,250	46,500	27,000	54,000
31	530,000	17,670	515,000	24,645	49,290	28,620	57,240
32	560,000	18,670	545,000	26,040	52,080	30,240	60,480
33	590,000	19,670	575,000	27,435	54,870	31,860	63,720
34	620,000	20,670	605,000	28,830	57,660	33,480	66,960
35	650,000	21,670	635,000	30,225	60,450	35,100	70,200
36	680,000	22,670	665,000	31,620	63,240	36,720	73,440
37	710,000	23,670	695,000	33,015	66,030	38,340	76,680
38	750,000	25,000	730,000	34,875	69,750	40,500	81,000
39	790,000	26,330	770,000	36,735	73,470	42,660	85,320
40	830,000	27,670	810,000	38,595	77,190	44,820	89,640
41	880,000	29,330	855,000	40,920	81,840	47,520	95,040
42	930,000	31,000	905,000	43,245	86,490	50,220	100,440
43	980,000	32,670	955,000	45,570	91,140	52,920	105,840
44	1,030,000	34,330	1,005,000	47,895	95,790	55,620	111,240
45	1,090,000	36,330	1,055,000	50,685	101,370	58,860	117,720
46	1,150,000	38,330	1,115,000	53,475	106,950	62,100	124,200
47	1,210,000	40,330	1,175,000	56,265	112,530	65,340	130,680
48	1,270,000	42,330	1,235,000	59,055	118,110	68,580	137,160
49	1,330,000	44,330	1,295,000	61,845	123,690	71,820	143,640
50	1,390,000	46,330	1,355,000 以上	64,635	129,270	75,060	150,120
保険料率				46.5/1000	93/1000	54/1000	108/1000

※介護保険料は、次に該当する被保険者について徴収されます。

① 40歳以上 65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被保険者)

② 40歳以上 65歳未満の被扶養者を有する 40歳未満および 65歳以上の被保険者等(特定被保険者)

※ 賞与については、支給額の 1,000 円未満の端数を切り捨てた額に、保険料率を乗じた額が徴収されます(年度累計 573 万円が上限)。

平成31年度 保健事業のご案内

丸紅連合健康保険組合が平成31年度に実施する保健事業の概要について説明します。

トピックス

従来の「家族健診補助金」を廃止し、新たに婦人科検診補助「乳がん・子宮がん検診補助金」を新設しました。

▶「家族健診補助金」の廃止について

平成31年3月31日をもって廃止となりました。ただし、同日までに受診された健診は補助金の申請が可能です。

▶婦人科検診補助「乳がん・子宮がん検診補助金」の新設について

平成31年4月1日をもって新設し、同日以降の受診分から補助金の申請が可能です。 **New**
補助内容の詳細については、次頁をご参照ください。

▶生活習慣病予防健診補助金

1 対象者

被保険者：35歳および40歳以上

被扶養者：40歳以上

※ 健診実施日において資格取得後6カ月未満の被保険者およびその被扶養者は除く。

※ 年度内（4月～翌年3月）に上記年齢に到達する方を含みます。

2 検査項目

補助金の支給を受けるためには、原則として右記の「指定検査項目」の受診が必要です。

右記の指定検査項目と併せて追加（オプション）検査項目を同時受診する場合は、すべて補助金対象となります（追加検査項目のみの受診は、補助金対象外です）。

指定検査項目	
診 察	①問診（質問票） ②内科診察
身 体 計 測	①身長 ②体重 ③BMI（肥満度） ④腹囲
生 理 検 查	①血圧測定 ②心電図 ③視力検査 ④聴力検査 ⑤眼底検査*
血 液 学 検 査	①赤血球数 ②血色素 ③ヘマトクリット
血 液 ・ 生 化 学 検 査	①クレアチニン ②尿酸 ③HDLコレステロール ④LDLコレステロール ⑤中性脂肪 ⑥GOT ⑦GPT ⑧γ-GTP ⑨空腹時血糖 ⑩HbA1c
尿 検 查	①蛋白半定量 ②尿糖 ③潜血
便 検 查	①便潜血（免疫／2日法）
X 線 検 查	①胸部X線撮影 ②胃部X線撮影

※「眼底検査」については、健診機関 자체が実施していない場合は省略可

健診補助額は、30,000円を限度（年度内1回限り）とする実費額となります。

3 健診費用の補助

健診補助額は、30,000円を限度（年度内1回限り）とする実費額となります。

4 健診の実施方法および補助金請求

(1) 実施方法 各事業所（またはご本人）において、健診を希望される実施機関と、健診内容および費用等を打ち合わせたうえ、事前に事業所担当課から当組合へ「生活習慣病予防健診実施計画書」を提出し、承認を受けたのちに受診します。

(2) 補助金請求 「生活習慣病予防健診補助金請求書」を、事業所担当課から当組合あてに提出してください。

- 添付書類** ①健診実施機関から各事業所（またはご本人）あてに送付される「健診結果」の写し
②健診費用の「領収書」の写し

※ 当補助金を利用する方は、婦人生活習慣病予防健診または婦人科検診（乳がん・子宮がん検診）補助金を重複して利用することはできません。

▶婦人生活習慣病予防健診

1 対象者

被扶養者である40歳以上の女性

※ 健診実施日において資格取得後6カ月未満の被保険者に扶養されている方を除く。

2 検査項目

次頁の表のとおり（特定健診を含む）

③ 健診費用の負担

自己負担なし

④ 健診の実施方法

毎年、春と秋の2回、各地域にある施設において健診を実施します（いずれか1回受診可能）。

受診案内（申込書）は、事業所担当課を経由し対象者へ配布いたします。健診を希望される方は、申込書に希望健診会場など必要事項を記入のうえ、指定の期日までに当組合あてお申し込みください。

後日、希望された健診機関からご本人あてに、「健診のお知らせ」（具体的日程等）が送付されます。

※ 当健診は補助金支給の代わりに、「自己負担なし」で受けすることができます。したがって、当健診を受けられた方は、他の健診を受けられても補助金申請はできません。

婦人生活習慣病予防健診の検査項目と内容

問	診	医師による問診
身 体 計 測		身長・体重・腹囲による肥満度チェック
血 圧 測 定		高血圧・低血圧症の発見
胸 部 X 線		呼吸器系の異常の有無
検	尿	糖尿病、腎疾患の発見
視 力		近視・遠視の有無
胃 部 X 線		胃・十二指腸疾患の発見
便 潜 血 反 応		大腸疾患の発見
心 電 図		心臓機能の異常の有無
血 液 検 查		糖尿病、貧血、腎・肝・心臓疾患等の発見
乳房診（超音波）		乳腺症等の発見
乳房診（自己検診）		医師等の指導による
子宮検査（頸部）		希望者のみ（自己採取法または医師採取法）
聴 力		難聴の有無



婦人科検診（乳がん・子宮がん検診）補助金

① 対象者

40歳未満の女性被保険者および被扶養者

※ 検診実施日において資格取得後6カ月未満の被保険者および認定後6カ月未満の被扶養者を除く。

② 対象検査

乳がん検査および子宮がん検査

※ 自費で受診された検査に対して補助を行います。何らかの自覚症状があり、保険証を使用して（健康保険扱いで）受診された検査は対象外となります。

③ 検診費用の補助

検診補助額は、各検査につき4,000円を限度（年度内1回限り）とする実費額となります。

④ 検診の実施方法および補助金請求

(1) 実施方法 最寄りの医療機関等で検診を受け、検診費用を全額支払い、「領収書」の交付を受けてください（事前手続きは必要ありません）。

(2) 補助金請求 「乳がん・子宮がん検診補助金請求書」を、事業所担当課を経由して当組合へ提出してください。

添付書類 検診費用の「領収書」の写し（受診者、検査項目、検査費用の確認できるもの）

特定保健指導

① 対象者

40歳以上の被保険者・被扶養者で、健診を受診の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の兆候が見られる方に対して、生活習慣改善のための支援プログラムを実施します。

② 支援プログラムの種類

(1) 動機付け支援 将来的なメタボの兆しが見られる方に対して、保健師や管理栄養士等との面接で個別的生活習慣改善計画を作成のうえ自ら実践し、3カ月以上経過後に効果を確認します。

(2) 積極的支援 メタボの危険性が高い方に対して、保健師や管理栄養士等との面接で個別の生活習慣改善計画を作成のうえ、3カ月以上継続してサポートを受けながら実践し、終了後に効果を確認します。

③ 実施方法

(1) 被保険者 事業所の関係部署にご協力いただき、契約医療機関又は委託業者により適宜実施します。

(2) 被扶養者 「婦人生活習慣病予防健診」を利用された方で対象となられた方に、隨時ご案内を送付します。

▶ インフルエンザ予防接種補助

10月から翌年1月にかけて、インフルエンザ予防接種費用の補助を行います。利用券による方法と、補助金申請による方法の2通りの方法があります（併用不可）。

① 利用券による方法（補助金申請手続き不要）

契約医療機関および実施会場で予防接種を受ける場合、利用券を提示することにより、実施機関が設定している予防接種料金から組合補助額（3,000円）が差し引かれます。

※ 契約施設等の詳細については、補助実施時期にホームページでご案内いたします。

② 補助金申請による方法

補助額は、被保険者および被扶養者とも3,000円を限度（年度内1回限り）とする実費額です。

なお、2回接種法の場合でも、合計で3,000円を限度とする実費額になります。

また、季節性インフルエンザと新型インフルエンザ等、複数の予防接種を受けられた場合は、いずれか一方での請求となります。

※ 接種時期は、その効果等を勘案し、原則として10月～1月中とし、補助金は遅くとも2月末までにご請求ください。

請求方法 「インフルエンザ予防接種補助金請求書」を、事業所担当課を経由して当組合へ提出してください。

添付書類 費用負担が確認できる領収書（原本）

▶ 機関誌の発行

当組合では、年2回「健保だより」を発行し、組合の現況や健康保険制度、医療費をめぐる諸問題等を掲載しています。

▶ 医療費等のお知らせの送付

① 医療費通知

年2回、受診歴のある方に対し、医療費のお知らせを送付します。

② ジェネリック医薬品に関するお知らせ

医療機関や調剤薬局でお薬を処方された方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定額以上軽減される方を対象に、軽減可能な金額のお知らせを送付します（医療費通知と同時送付）。

▶ 育児図書の配布

乳幼児の育児、栄養、保育などの参考のため、また、お子さまの成長に応じ、不安や問題が生じた際の解決に役立てていただくため、出産された方に「育児に関する図書」を配布しています。

当該図書は、第一子のお子さまが生まれ、出産育児一時金の請求があったときに配布します。

▶ 保健パンフレットの配布

生活習慣病などに関するパンフレット、保健手帳・健康カレンダーを配布します。

▶ 宿泊施設の利用補助

ホテル、旅館などを宿泊利用した被保険者の方を対象に、3,000円を限度（年度内1回限り）に補助を行っています。

また、被保険者と同伴の場合に限り、被扶養配偶者にも同額（3,000円）の補助を行っています。

請求方法 「(準) 契約保養所利用補助金請求書」を、事業所担当課を経由して当組合へ提出してください。

添付書類 ①宿泊者が確認できる利用施設の請求明細書の写し

②領収書の写し

▶ スポーツクラブ「ルネサンス」の利用

ルネサンス直営クラブを丸紅連合健康保険組合法人会員として利用できます。また、会員登録証の提示により、ルネサンス提携クラブ（セントラルスポーツを除く）を利用することもできます。

① 対象者

被保険者および 15 歳以上の被扶養者

② 会員種別・料金

利用ごとに料金を支払う「都度利用」と、利用回数に制限のない「月会費利用」の 2 種類となります。ご自身のライフスタイルに合わせた会員種別を選んでください。

※ 提携クラブの料金については、各クラブによって異なります。事前に確認のうえご利用ください。

(1) 都度利用 (1Day コーポレート会員) 利用料金 1,000 円 (税込) / 回

(2) 月会費利用 (Monthly コーポレート会員) 利用料金 8,424 円 (税込) / 月

③ 入会方法

入会手続きに必要なものをご用意のうえ、お近くのルネサンス各施設で手続きしてください。なお、事前に WEB 入会登録すると便利です。

(1) 都度利用 (1Day コーポレート会員)

必要なもの 健康保険証、会員証発行手数料 1,080 円 (税込)

(2) 月会費利用 (Monthly コーポレート会員)

必要なもの 健康保険証、会員証発行手数料 1,080 円 (税込)、月会費 2 カ月分、ルネサンスカードの口座設定が WEB で完了していない場合はキャッシュカードと通帳

④ 問い合わせ先等

株式会社ルネサンス 健康経営推進部

TEL : 03-5600-5399 (受付 平日 10:00 ~ 17:30)

※ 問い合わせの際は必ず「丸紅連合健康保険組合に所属」と伝えてください。

※ 利用施設等の確認については、ルネサンスホームページ (<https://hcbiz.s-re.jp>) をご参照ください。

異動の時期です！

被扶養者異動届の提出を忘れていませんか？

被扶養者の人数は、健康保険組合が皆さんからお預かりする保険料から拠出する高齢者医療に対する納付金等に大きな影響をおよぼします。届出漏れは、負担金の増加につながり、保険料引き上げの要因になります。

毎年、就職や結婚などにより被扶養者としての条件に該当しなくなったにもかかわらず、届出をされていないケースが多く見受けられます。下記に該当した場合は、早急に「被扶養者異動届」に保険証を添えて、事業所経由で当健康保険組合あてにご提出ください。

次の場合は、被扶養者に該当しなくなりますので、削除の届出が必要になります。

- ① 就職などにより、勤務先において被保険者資格を取得された場合
- ② 結婚などにより、他の被保険者の方の被扶養者になった場合
- ③ 被扶養者の方の収入が、基準収入額を超えた場合（給与等の課税収入だけでなく、通勤手当など非課税の収入も含まれます）

基準収入額 60 歳未満 …… 月額 108,334 円未満 (年収換算 130 万円未満)
60 歳以上・障害者 …… 月額 150,000 円未満 (年収換算 180 万円未満)

- ④ 上記以外でも、被保険者によって主として生計を維持されていない状態になった場合

※ 届出が遅れたり、保険証の返却がないまま保険証を使用された場合は、後日医療費の返還請求を行うことになりますので、ご注意ください。

今こそ、なりたい自分に なってみたいと思いませんか？

今年の
**健康診断、
全クリア達成!**

新入社員の前では
**颯爽と
歩きたい！**



今年度も
**ベルトの穴は
同じでいたい！**

風呂あがりに
**堂々と鏡の前に
立てるように！**

もう1回娘に聞いてみたい！
**「パパって
かっこいい？」**



なりたい自分…スポーツクラブルネサンスにお任せください。

期間限定 4/2(火)▶6/30(日) おトクに「なりたい自分」になれる！

月額固定
使いたい
放題

Monthly コーポレート会員

**8,424 円/月
(税込)**

0 円

- ・月会費ひと月分
- ・入会時の手数料
通常1,080円(税込)
- ・レンタル用品
タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ
通常3,564円/月(税込)

最大2ヶ月間

※新規でMonthlyコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。コーポレート会員退会後7ヶ月以上経過している方も対象となります。※月会費ひと月分0円の特典は、8ヶ月以上ご継続の方に限ります。8ヶ月未満でご退会の場合、違約金(5,000円+消費税)をお支払いいただきます。また、他の会員への変更是ご継続9ヶ月目以降から可能です。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

都度払い
使う毎に
お支払い

**1 Day 1,000 円/回
(税込)**

0 円

レンタル用品

通常1,600円/回(税込)

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ

※新規で1Dayコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。コーポレート会員退会後7ヶ月以上経過している方も対象となります。
※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

ご入会の際に必要なもの等詳細は、専用WEBサイトでチェック ➡



お近くのルネサンスに来て、見て、お試しください。
店舗の詳細はコチラから ➡ ルネサンス 店舗一覧 検索

NEWS!
24時間使えるジム
「出勤前に」便利です



*ご利用は15才以上の方に限られています。*上記会員は、月ごとに変更可(変更手数料なし)。*以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。*医師等により、運動を禁じられている方・妊娠中の方・他人に感染する恐れのある疾病を有する方・酒気を帯びている方・刺青(タトゥー含む)のある方・ペット連れの方・暴力団関係者・弊社の会員規約にご同意いただけない方・その他会社が不適当と認めた方

不明な点は、お電話ください 平日 10:00~17:30
03-5600-5399